

薬事法第五十条第十号の規定に基づき習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件 新旧対照条文

○薬事法第五十条第十号の規定に基づき習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品（昭和三十六年厚生省告示第十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>一〇十四（略）</p> <p>十五 「（七R）―四―（五―クロロ―・三―ベンゾオキサゾ―ル―ニ―イル）―七―メチル―・四―ジアゼパン――イ ル」 「五―メチル―ニ―（二H―・二・三―トリアゾ―ル ―ニ―イル）フェニル」メタノン（別名スポレキサント）及 びその製剤</p> <p>十六〇三十九（略）</p>	<p>一〇十四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十五〇三十八（略）</p>